

湯沢市介護保険住宅改修の手引き

令和6年12月作成

介護保険住宅改修の概要

1 対象となる方

- ① 要支援1・2または要介護1～5の認定を受け、在宅で生活されている方。
- ② 入院(施設入所)中で、退院(退所)後に住宅での生活を行うために住宅の改修を行う必要のある方。
 - ※ 要介護(要支援)認定申請中で、その結果待ちの間に改修を行う場合は、事前申請は可能ですが、支給は認定結果が出てからとなります。
(介護認定の結果「非該当」の場合は支給されません。)
 - ※ 退院時に間に合うように入院中に住宅改修を行いたい場合は、事前申請は可能ですが、支給は退院後となります。(退院できない場合は支給されません。)

2 対象となる住宅

対象被保険者の住民票上の住所地(被保険者証に記載の住所)で、かつ実際に居住している住宅のみが対象です。

3 支給限度額

同一住宅で、被保険者一人あたりの支給限度額は20万円です。20万円を超えた場合、その超えた部分は自己負担となります。

介護保険の住宅改修費の対象となる工事費の7～9割が保険給付費として支給され、自己負担額は工事費の1割～3割となります。

20万円の限度額内であれば、何回かに分けて改修することも可能です。

【支給限度基準額のリセット】

- ① 転居された場合は支給限度基準額が20万円に戻ります。
但し、住宅改修費の支給を受けた後に他の家屋へ転居し、その後以前の住宅改修の支給を受けた家屋に戻った場合は、最初の家屋の支給限度基準額が適用されます。
- ② 最初の住宅改修着工日から要介護度が3段階以上上昇した場合は、支給限度基準額が20万円に戻ります。
 - ※ 初回の住宅改修着工日の要介護状態区分3段階以上上昇した要介護状態区分
 - 要支援1(第1段階) ⇒ 要介護3以上
 - 要支援2及び要介護1(第2段階) ⇒ 要介護4以上
 - 要介護2(第3段階) ⇒ 要介護5

4 事前申請について

住宅改修費の支給を受けるには、改修を行う前に湯沢市に事前申請を行い、承認を受ける必要があります。承認を受ける前に行った改修は保険給付対象となりません。

🏠 住宅改修手続きの流れ 🏠

要介護・要支援認定を受ける



ケアマネージャー等へ相談



施工業者等の選択・見積依頼



湯沢市へ工事前に事前申請提出

【提出書類】①承認申請書 ②工事見積書 ③住宅改修が必要な理由書
④改修予定の状態が確認できる写真（日付入り）並びに図面等
※承諾書（当該被保険者が住宅の所有者ではない場合のみ添付）



湯沢市で工事内容の確認、承認（不承認）結果を通知



改修工事の施工 ⇒ 完成 ⇒ 施工事業者へ支払

（１）受領委任払いの場合

工事費用のうち、自身の負担割合に応じた額を施工事業者にお支払いください

（２）受領委任払いをしない場合（償還払い）

工事費用の全額を施工事業者にお支払いください



湯沢市へ工事後に改修費の支給申請

【提出書類】①支給申請書 ②領収書 ③工事費内訳書
④改修前及び改修後の写真（日付入り）
※委任状（償還払い申請で、家族等被保険者以外の口座に振込を依頼する場合のみ添付）



住宅改修費支給額の決定・支給（９～７割）

※支給申請月（窓口で受付した月）の翌月中旬以降に振り込まれます。

住宅改修費の支給対象工事

(1) 手すりの取付け	・廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの ・手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なもの
(2) 段差の解消	・居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修（例：敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等） ・昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる
(3) 滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更	・居室：畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更 ・浴室：床材の滑りにくいものへの変更 ・通路面：滑りにくい舗装材への変更 等
(4) 引き戸等への扉の取替え	・扉全体の取替え：開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等 ・扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等 ・引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、動力部分の設置は含まれない ・引き戸等の新設（扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合）
(5) 洋式便器等への便器の取替え	・和式便器から洋式便器への取替え（暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取替えを含む）、既存の便器の位置や向きを変更する場合 ・既に洋式便器である場合、暖房便座、洗浄機能等の付加は対象外 ・非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取替える場合、水洗化または簡易水洗化の部分は対象外
(6) その他(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	(1) 手すりの取付けのための壁の下地補強 (2) 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 (3) 床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備 (4) 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 (5) 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更